

平成25年9月17日

第45回都市計画審議会議事録

足立区役所 庁議室（南館8階）

第45回足立区都市計画審議会議事録

1. 日 時 平成25年9月17日(火)

午前9時32分開会

午前11時28分開会

2. 場 所 足立区役所 庁議室(南館8階)

3. 出席委員

(1) 委員現在数 21名

(2) 出席委員数 20名

長塩英治(会長)野沢太三(会長職務代理者)

根上彰生(委員)松本昭(委員)

馬場信男(委員)あかし幸子(委員)

吉岡茂(委員)くぼた美幸(委員)

有馬康二(委員)山崎健(委員)

小林英一郎(委員)青木榮(委員)

宮崎十三(委員)岡田英樹(委員)

小野稚子(委員)鯨井良一(委員)

板谷和也(委員)榎本憶人(委員)

直江なおみ(委員)谷口敬志(臨時委員)

4. 出席専門委員

石川義夫 長谷川勝美 工藤信 岡野賢二

鯨井利昭 土田浩己 服部仁

5. 出席幹事

宮本博之 増田治行 真鍋兼 八鍬一生

田中靖夫 成井二三男

6. 出席説明者

7. 事務局等出席者

中村 近藤 増本 関谷 塩田 國井

堀 荒川 橋爪 和田 和泉

8. 議 事

(1) 審議事項13件

(2) 報告事項1件

(3) その他

9. 議 題

第1号議案 東京都市計画一団地の住宅施設北鹿浜一団地の住宅施設の廃止(足立区決定)について

第2号議案 東京都市計画地区計画鹿浜二丁目西地

区地区計画の決定(足立区決定)について

第3号議案 東京都市計画一団地の住宅施設鷺宿一団地の住宅施設の廃止(足立区決定)について

第4号議案 東京都市計画地区計画花畑七丁目中地区地区計画の決定(足立区決定)について

第5号議案 東京都市計画地区計画島根四丁目地区地区計画の変更(足立区決定)について

第6号議案 東京都市計画地区計画保塚町地区地区計画の変更(足立区決定について)

第7号議案 東京都市計画地区計画足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画の変更(足立区決定)について

第8号議案 東京都市計画地区計画足立北部地域西伊興地区地区計画の変更(足立区決定)について

第9号議案 東京都市計画地区計画足立北部地域東伊興地区地区計画の変更(足立区決定)について

第10号議案 東京都市計画地区計画足立東部地域平野・東六月町地区地区計画の変更(足立区決定)について

第11号議案 東京都市計画地区計画足立東部地域神明南地区地区計画の変更(足立区決定)について

第12号議案 東京都市計画地区計画足立東部地域神明地区地区計画の変更(足立区決定)について

第13号議案 東京都市計画地区計画足立東部地域神明西地区地区計画の変更(足立区決定)について

報 告

1) 川口市の都市計画変更について

10. 議事の経過

以下のとおり

本議事録は、事実と相違ないことを証し、ここに署名します。

平成 年 月 日

議事録署名人

会 長

委 員

真鍋幹事 それでは皆様お待たせいたしました。これから始めさせていただきます。本日は皆様方お忙しい中、足立区都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は司会を務めます足立区都市建設部住宅・都市計画課長の真鍋でございます。よろしく願いいたします。

まず、今年度の委員改選によって、新たに就任いただきました委員並びに臨時委員の皆様におかれまして、近藤区長から委嘱状の交付をさせていただきます。

委嘱状につきましては、足立区都市計画審議会名簿順に区長が皆様の席までお届け申し上げます。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、自席でご起立願います。よろしく願いいたします。

なお、公募によります3名の委員の皆様におかれましては任期途中でございますので、恐れ入りますが、今回は委嘱状の交付はございません。

それでは、区長、よろしく願いいたします。

元足立区議会議長、長塩英治様。

近藤区長 委嘱状、長塩英治様。足立区都市計画審議会委員を委嘱します。平成25年6月1日、足立区長、近藤弥生。よろしく願いいたします。

真鍋幹事 野沢総合研究所所長、野沢太三様。

日本大学理工学部教授、根上彰生様。

株式会社市民未来まちづくりテラス代表取締役

(東洋大学講師)、松本昭様。

足立区議会議長、馬場信男様。

足立区議会副議長、あかし幸子様。

足立区議会総務委員長、吉岡茂様。

足立区議会建設委員長、くぼた美幸様。

足立区町会・自治会連合会会長、有馬康二様。

足立区商店街振興組合連合会副理事長、山崎健様。

足立区工業会連合会副会長、小林英一郎様。

東京スマイル農業協同組合代表理事組合長、青木榮様。

一般社団法人東京都建築士事務所協会足立支部監事、宮崎十三様。

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会足立区支部副支部長、岡田英樹様。

足立区女性団体連合会輝く会会長、小野稚子様。

足立区まちづくり推進委員会まちづくり推進委員、鯨井良一様。

警視庁千住警察署長、谷口敬志様。

委嘱状の交付は以上でございます。

ここで任期途中の委員の皆様を改めてご紹介いたします。恐縮ですが、その場でご起立願います。

公募による区民委員、板谷和也様。

榎本憶人様。

直江なおみ様。

なお、本日、臨時委員の東京消防庁足立消防署長の鈴木和雄様は都合によりご欠席でございます。

以上で委嘱状の交付と委員のご紹介を終わらせていただきます。

ここで近藤区長から皆様にご挨拶申し上げます。

近藤区長 おはようございます。このたび新たに審議会委員をお引き受けいただいた皆様、そしてまた、これからも継続していただく皆様、また2年間どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

現在、足立区では、重点プロジェクトの中でまちづくりのテーマを大きく3つに絞ってございます。まず1つは、戦略的なまちづくりという点、そして防災に強いまちづくりという点、そして川に四方を

囲まれた足立区でございますので、緑豊かなまちづくりという点、この3つでございます。

特に最初の戦略的なまちづくりにいたしましては、今日から始まってまいりますけれども、第3回本会議でもお示ししておりますエリアを決めまして、そのエリアをどのように戦略的に構築していくかということを取り決めていく考え方をまとめてございます。北千住駅周辺、千住地域は大学の誘致等もございますし、また千住大橋の拠点の開発ということもございまして、足立区の中でもリード的な役割の中で発展してきておりますが、これもやはり自然発生的に発展を求めていくということではなくて、足立区として、こういった方向にこれから引っ張っていくという可能性を今後もきちっと示していく必要があるだろうということで、まず千住の地域。

そして区画整理がほぼ半ばまで来ております六町の地域。これも駅前の一等地に区の用地がございますので、これをどのように活用していくかということによって、区画整理が終わった後の六町のまちづくりに大きく変化が与えられるだろうというふうに考えております。

それと江北でございますけれども、今、上沼田の都営住宅の再開発が進んでおりまして、高層化にすることによって、かなり大規模の余剰地が生まれてまいります。これも日暮里・舎人ライナーの駅から至近距離の巨大な土地になってまいりますので、これも足立区の西側の地域の発展を占っていく大きな起爆剤になってもらわなければならないわけですので、特にこの3カ所を先行する地域としてエリアデザインをきちっと進めてまいりたいと考えておりますので、こういったエリアの考え方についても、ぜひそれぞれのお立場でご指導いただいて、ここまでやっと67万区民ということで発展してきた足立区ですけれども、ここで私どもも満足するわけにはまいりませんので、さらに高みを目指して、こうしたエリアデザインを中心に足立区の発展を担っていくという意味での都市づくりでございます。ぜひ今後

とも変わらぬご指導をいただけますように、心からお願いを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

真鍋幹事 近藤区長、ありがとうございました。以上で第1部、委嘱状の交付を終了いたします。

なお、区長は公務のためここで退席いたします。

(区長退室)

真鍋幹事 続きまして、ここで専門委員と幹事の職員をご紹介します。皆様のお手元にお配りしております委員名簿をごらんいただきたいと思います。

それでは専門委員をご紹介します。

石川副区長です。

長谷川政策経営部長です。

工藤環境部長です。

岡野都市建設部長です。

鯨井市街地整備室長です。

土田みどりと公園推進室長です。

服部建築室長です。

次に、幹事の紹介です。

宮本政策経営課長。

増田企画調整課長。

八鍬まちづくり課長。

田中建築調整課長。

成井建築審査課長。

最後に私、住宅・都市計画課長の真鍋でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、次第にあります第2部、会長の選出に移りたいと思います。

都市計画審議会の議事運営に当たりまして、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第38条第1項の規定により会長の選出を行います。会長選出までの間、お一人の委員の方に仮議長になっていただき議事進行をお願いしたいと思います。つきましては仮議長を事務局からご指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

真鍋幹事 ありがとうございます。

それでは誠に恐縮でございますが、宮崎委員に仮議長をお願いいたします。

宮崎委員 皆さんおはようございます。宮崎でございます。ご指名いただきまして、会長選出までの間、仮議長を務めさせていただきます。皆様方のご協力をいただきながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。着席にて進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第38条第1項において、会長は学識経験の委員の中から選挙で定めることとなっております。長塩委員、野沢委員、根上委員、松本委員の4名がその対象でございます。

まず立候補者を求めたいと思っております。どなたかいらっしゃいますか。

小野委員 よろしいでしょうか。

これまで2年間、会長を務められた長塩委員に引き続き会長をやっていただくよう、立候補していただけたらいかがでしょうか。

宮崎委員 長塩委員さん、いかがでしょうか。

長塩委員 ご推薦いただきましてありがとうございます。重責でございますが、会長に立候補させていただきます。

宮崎委員 そのほかに立候補する方はいらっしゃいますか。

長塩委員さん以外に立候補者がございませんので、無投票によって、長塩委員を足立区都市計画審議会会長に選任することで、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり、拍手)

宮崎委員 異議がないと認めます。長塩委員が会長に選任されました。

ここからは長塩会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

真鍋幹事 宮崎委員、どうもありがとうございました。

それではここで、長塩会長からご挨拶を頂戴したいと思っております。よろしくお願いいたします。

長塩会長 ただいまご同意いただきありがとうございます。また2年間よろしくお願いいたします。

都市計画は、将来の足立区の姿を定める大変重要なものです。一方で、土地や建物の権利を制限するものでもありますから、それぞれの委員の専門的な見地や区民の目線から審議をする場であると認識しております。

皆様のご協力をいただきながら、会の運営に尽力してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。申し上げます。

真鍋幹事 長塩会長ありがとうございました。

次に、会長職務代理者の指名の件でございます。足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例第38条第3項によりまして、会長からご指名となっております。

会長、ご指名のほど、よろしくお願いいたします。

長塩会長 それでは、私から指名させていただきます。

会長職務代理者は、学識経験者委員の野沢委員をお願いいたします。

真鍋幹事 それでは恐れ入ります。野沢会長職務代理者様からご挨拶を頂戴したいと思います。

野沢委員 ご指名を受けました野沢三三でございます。足立区に参りましてちょうど30年住んでおりまして、千住東町の住民でございますが、大変千住のまちもきれいになってまいりました。いまひとつ努力が必要かと思っておりますし、オリンピックも参りますことですので、皆様の知恵と力をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

真鍋幹事 ありがとうございます。

以上をもちまして次第でございます第2部まで終了いたしました。

引き続き、これから第3部の議案審議に移りたいと思っております。

傍聴者がございますので入場いたします。今しばらくお待ちください。

(傍聴者入室)

真鍋幹事 ここからの議事進行につきましては、長塩会長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

長塩会長 それでは、第45回足立区都市計画審議会の議案審議について、次第に沿って進めてまいります。

まず初めに、事務局から、本日の資料確認と審議議案について説明してください。

真鍋幹事 それでは、事務局からご説明申し上げます。

皆様方におかれましては、事前にお配りいたしました資料の確認をさせていただきますが、手元がないという方がございましたら、事務局に一言お申し出いただきたいと思います。

まず、次第でございます。

次に、委員名簿をご用意させていただきました。

次に、席次表でございます。

次に、議案書の一つづりでございます。表紙が白色のものでございます。

次に、議案説明資料一つづりでございます。表紙がきみどり色のものでございます。

次に、報告資料でございます。表紙があさぎ色のものでございます。

また、本日席上に次回の都市計画審議会の事前のご案内を配布させていただきました。

以上が本日の資料でございます。不足している資料等がございましたら、事務局へお申しつけくださいませ。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

このほか、参考資料として、足立区基本計画や足立区都市計画マスタープラン、足立区緑の基本計画及び足立区都市計画図、 をご用意してまいります。席上に配布してございませんが、必要なものがございましたら、これも事務局へお申しつけくださ

い。よろしくお願いいたします。

次に、表紙が白色の「議案書」と表紙がきみどり色の「議案説明資料」の関係について、事務局からご説明申し上げます。「議案書」は、都市計画決定の計画図書となっております。「議案説明資料」は、「議案書」を補足説明するための資料でございます。

また、皆様の席上にございますモニターの使い方について、あわせてご案内申し上げます。モニターでございますが、少々見づらいところもございます。本日の説明につきましては、お手元の資料をごらんいただくことを基本に資料作成しております。説明の際はお手元の資料をご確認いただきますよう、お願いいたします。モニターにつきましては、説明しているページをお示しするために使用したいと思っておりますので、そのようにご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、特別にモニターを見ていただきたい場合は、その都度申し上げますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、本日の議事でございますが、議案が13件、報告事項が1件でございます。

恐れ入ります。皆様に事前にお配りしております次第をごらんいただきたいと思います。なお、モニターにも同じものが表示されております。

まず、都営北鹿浜アパート建替え関連として、第1号議案、「東京都市計画一団地の住宅施設北鹿浜一団地の住宅施設の廃止（足立区決定）について」でございます。

第2号議案、「東京都市計画地区計画鹿浜二丁目西地区地区計画の決定（足立区決定）について」でございます。

次に、都営花畑アパート建替え関連としまして、第3号議案、「東京都市計画一団地の住宅施設鷺宿一団地の住宅施設の廃止（足立区決定）について」。

第4号議案、「東京都市計画地区計画花畑七丁目中地区地区計画の決定（足立区決定）について」でございます。

次に、島根四丁目地区ほか8地区の地区計画の変更として、次第にありますとおり、第5号議案から第13号議案の東京都市計画地区計画の変更のご提案でございます。いずれも足立区決定でございます。議案は以上でございます。

報告事項につきましては、川口市の都市計画変更についてでございます。

長塩会長 ありがとうございます。

それでは、議案審議に入る前に、出席委員の報告を事務局から報告してください。

真鍋幹事 事務局からご報告いたします。本日は、定数21名のところ20名のご出席をいただいております。過半数のご出席をいただいておりますので、審議会が有効に成立することをご報告申し上げます。

長塩会長 ありがとうございます。

なお、議事録署名人は、私と野沢委員さんが務めますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

最初に、都営北鹿浜アパート建替え関連の第1号議案と第2号議案について、真鍋住宅・都市計画課長から一括して説明願います。

真鍋幹事 都営北鹿浜アパート建替え関連の第1号議案及び第2号議案のご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の1ページをごらんください。第1号議案、「東京都市計画一団地の住宅施設北鹿浜一団地の住宅施設の廃止（足立区決定）について」、提出いたします。

平成25年9月17日、提出者は、足立区長、近藤弥生でございます。

提案理由は、東京都市計画一団地の住宅施設北鹿浜一団地の住宅施設を廃止するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

恐れ入ります。議案書の2ページをごらんいただ

きたいと思えます。

都市計画の案の理由書でございます。

1の種類・名称は、記載のとおりでございます。

2の理由でございますが、後ほど議案説明資料により説明申し上げます。

恐れ入ります。3ページ目をごらんいただきたいと思えます。議案書3ページが計画書となっております。続いて4ページ目が総括図でございます。5ページ以降が計画図となっております。

続いて、議案書の7ページをごらんください。

第2号議案、「東京都市計画地区計画鹿浜二丁目西地区地区計画の決定（足立区決定）について」を提出いたします。

平成25年9月17日、提出者は足立区長近藤弥生でございます。

提案理由は、東京都市計画地区計画鹿浜二丁目西地区地区計画の内容を決定するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経るためでございます。

恐れ入ります。続いて8ページ目をごらんいただきたいと思えます。

1の種類・名称でございますが、記載のとおりでございます。

2の理由についてでございますが、第1号議案とあわせて後ほどご説明いたします。

続けて、9ページから12ページまでが計画書、13ページが総括図、14ページから17ページが計画図となっております。

議案書の説明は以上でございますが、恐れ入ります、ここからは議案説明資料に沿ってご説明申し上げます。表紙がきみどり色の議案説明資料の1ページ目をお開きいただきたいと思えます。

まず趣旨・目的でございます。

当一団地の住宅施設は、日暮里・舎人ライナー西新井大師西駅から約2キロに位置しております。一団地の住宅施設として昭和39年に都市計画決定が

されております。都営住宅の整備にあわせて道路、児童遊園、緑地等が整備された良好な住環境が形成されております。また、周辺には複数の都市計画公園があり、緑豊かな地域となっております。

現在、老朽化した都営住宅の建替え計画がされております。建替えに際しては、周辺の低層住宅地と調和や既存樹木を生かした豊かな緑の環境づくりなど、引き続き良好な住環境を維持、保全する必要があります。

このため、都営住宅の建替えを適切に誘導することにより、周辺にあります都市計画公園の緑とつながる緑道や広場等の整備を図り、良好な住宅地を形成するなど、地区計画を導入し都市計画一団地の住宅施設を廃止することとなりました。

続いて、地区の現況でございます。

現在、当地区には、39年に建設された鉄筋コンクリート造4～5階建て、14棟、計422戸の都営住宅が立地しております。なお、そのうち10号～12号棟につきましては、平成に入ってからエレベーターの設置がされておりますが、それ以外の建物についてはエレベーターが未設置でございます。

なお、当地区周辺については、江北西部地区土地区画整理事業により道路等の都市基盤が整備され、地区西側には昭和59年に開園しました都市農業公園がございます。

2ページ目は現況の案内図でございます。

続いて3ページ目をごらんいただきたいと思います。都市計画変更の概要でございます。

初めに第1号議案、「東京都市計画一団地の住宅施設北鹿浜一団地の住宅施設の廃止（足立区決定）について」から、ご説明いたします。

北鹿浜一団地の住宅施設では、約2.9ヘクタールの区域に建築密度、住宅予定戸数、公共施設、公益的施設が位置づけられております。

次に第2号議案、「東京都市計画地区計画鹿浜二丁目西地区地区計画の決定（足立区決定）について」ご説明いたします。

鹿浜二丁目西地区では、約3.2ヘクタールの区域に区域の整備、開発及び保全に関する方針として、土地利用、地区施設の整備、建物等の整備、その他の当該地区の整備、開発及び保全に関する方針を定めております。また、地区施設としまして、区画道路1カ所、広場3カ所、歩道状空地9カ所、緑道9カ所、緑地5カ所を配置いたします。

恐れ入ります。4ページ目をごらんいただきたいと思います。建築物等に関する事項でございますが、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、その他建築物等の高さの制限等、土地利用に関する事項を定めてございます。

続きまして、議案説明資料の6ページ目をごらんいただきたいと思います。都市計画の経緯及び今後のスケジュールについてご説明いたします。

都市計画の変更につきましては、平成25年2月の第44回都市計画審議会でご報告させていただきました。その後、3月に都市計画原案の公告・縦覧を行い、7月に都市計画案の公告・縦覧を行いました。原案、案ともに意見書の提出はございませんでした。そのようなことから本日、第1号議案、第2号議案のご審議いただくところでございます。ご審議いただいた後、都市計画についての同時告示を行う予定でございます。

最後に参考資料としまして事業概要ということで、建設スケジュールの予定と建設概要、事業計画図を掲載させていただきました。

以上で、都営北鹿浜アパート建替えに関する説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

長塩会長 ありがとうございます。

それでは、第1号議案、第2号議案の審議をいたします。本件について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

直江委員 鹿浜地区は小学校の統合計画でいろいろ

るなところが挙がっていますけれども、今回のこの建替えによる影響等はないのかということと、それから建替えでは保育施設や高齢者施設などがあわせて誘致されるケースもありますが、今回の建替えでは、そういった関連施設についてはどのような状況なのでしょう。

真鍋幹事 それでは、住宅・都市計画課長の真鍋からご説明申し上げます。

まず1点目の建替えに伴っての学校等の統廃合の影響の有無につきましてですが、今回の建替えに伴いまして住宅の戸数につきましては、現況422戸が建替え後420戸でございます。そういう意味では、住宅の戸数に変更がございませんので、この都市計画に伴って、学校の統廃合について直接的な影響はないと考えてございます。

2点目の建替えに伴う公共公益施設の誘致でございますが、これにつきまして、東京都と区におきまして、建替えに伴いましては、公共公益施設のあり方等について庁内の意見を集約して、その旨、東京都と建替え協議に臨んでおります。現在、例えば保育園であったり、公園につきましては、この地区は充足していると考えてございますので、これにつきまして建替えについては検討して、今回の都市計画の案にさせていただきました。以上でございます。

直江委員 ありがとうございます。

長塩会長 ほかにご質問、ご意見ございますか。

松本委員 委員の松本です。2つほど教えてください。

1つは、2.9ヘクタール廃止をして3.2ヘクタールになりますので、3,000増えた理由は何かということが1つです。

2つ目は、地区計画ですから、手続上、住民参加で原案をつくりなさいと法定上も言っていますが、いわゆる条例縦覧、権利者さんの参加を経て、条例縦覧のときにどのようなご意見が出たのか。今日の資料ですと「意見なし」と書かれていますが、これ

だけ大きな団地の建替えで意見がないというのは、ある意味ではレアなのかなと思いますので、条例縦覧、その後の17条の法定縦覧で、それぞれどのような意見が出て、その意見に対して行政はどう対応してきたのか。もし意見がないようでしたら、意見がないというのはある意味では素晴らしいことですし、びっくりすることなので、もしその辺の背景があったらご案内していただければと思います。以上です。よろしく願いいたします。

真鍋幹事 それでは、住宅・都市計画課長の真鍋からご説明申し上げます。

1点目の面積が増えた件でございますが、今回、地区計画設定にあたりまして地形地物、例えば道路であったり、その他の面積は増えております。要は純粋に団地の面積から地形地物、道路中心等でとった関係で約3,000増えているということでございます。これが1点目でございます。

2点目のいわゆる都市計画法の16条縦覧につきましては、関係権利者におきましては、都営住宅の用地でございますので、土地所有者は1名でございます。また、この団地建替えに伴いまして、当然のことながら、居住者さんに対する説明も行っております。そういう意味では、特に都市計画についての反対の意見等はなかったと聞いてございます。

また、17条縦覧につきましても2週間行いましたが、これについても意見等はございません。

つけ加えて言うならば、先ほど申し上げましたが、周辺がほぼ低層の住宅敷地が広がっている中で、階数を抑えた建替え計画になっておりますので、そういう意味では特に反対意見等はなかったと考えてございます。以上でございます。

長塩会長 他に質疑ありますか。

ないようでございますので、これより採決いたします。

本案につきまして異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

長塩会長 第1号議案、第2号議案は異議のないものと決定いたします。

次に、都営花畑アパート建替え関連の議案です。第3号議案と第4号議案について、真鍋住宅・都市計画課長から説明願います。

真鍋幹事 引き続き、住宅・都市計画課長の真鍋からご説明申し上げます。第3号議案、第4号議案の説明でございます。恐れ入ります。議案書の19ページをごらんいただきたいと思ひます。

第3号議案、「東京都市計画一団地の住宅施設鷺宿一団地の住宅施設の廃止（足立区決定）について」提出いたします。

平成25年9月17日、提出者は足立区長、近藤弥生でございます。

提案理由でございますが、東京都市計画一団地の住宅施設鷺宿一団地の住宅施設を廃止するにあたり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

恐れ入ります。議案書の20ページをごらんいただきたいと思ひます。都市計画の案の理由書でございます。

1の種類・名称については記載のとおりでございます。

2の理由につきましては、先ほど同様、議案説明資料によりご説明申し上げます。

続けて、21ページが計画書、22ページが総括図、23ページが計画図となっております。

引き続き、議案書の25ページをごらんください。

第4号議案、「東京都市計画地区計画花畑七丁目中地区地区計画の決定（足立区決定）について」、提出いたします。

平成25年9月17日、提出者は足立区長、近藤弥生でございます。

提案理由でございますが、東京都市計画地区計画花畑七丁目中地区地区計画の内容を決定するにあ

り、都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項に基づき足立区都市計画審議会の議を経る必要があるためでございます。

恐れ入ります。続いて26ページをごらんいただきたいと思ひます。都市計画の案の理由書でございます。

1の種類・名称については記載のとおりでございます。

2の理由につきましては、3号議案とあわせて、後ほどご説明いたします。

続けて、27ページから29ページが計画書となっております。30ページが総括図、31ページから34ページまでが計画図となっております。

恐れ入ります。ここからは先ほど同様、議案説明資料に沿ってご説明申し上げます。

恐れ入りますが、表紙がきみどり色の議案説明資料の9ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず、趣旨・目的でございます。

当一団地の住宅施設は、足立区の北東部、埼玉県との都県境にございます。東武スカイツリーラインの竹ノ塚駅から北東約2.5キロの場所に位置してございます。一団地の住宅施設として昭和43年に都市計画決定されております。都営住宅の整備にあわせて、道路、児童遊園、歩道等が整備された良好な住環境が形成されているところでございます。

現在、老朽化した都営住宅の建替えが計画されております。建替えに際しましては、周辺の低層住宅地との調和、水と緑のネットワークの連携など、引き続き良好な住環境を維持・保全する必要性がございます。このため都営住宅の建替えを適切に誘導することにより、周辺の環境資源との連携を考慮した児童遊園、緑道の整備を図り、良好な住宅地を形成するため、地区計画の導入を行い、都市計画一団地の住宅施設を廃止することとなりました。

続きまして、地区の現況をご説明いたします。

当地区内には昭和42年に建設された鉄筋コンクリート造4階～5階建ての建物5棟、計220戸の

都営住宅が立地してございます。なお、当地区は花畑鷺宿地区土地区画整理事業が施行されており、道路等の都市基盤が整備され、地区の西側には都市計画道路補助257号線が通っております。

続いて、11ページ目をごらんいただきたいと思います。都市計画変更の概要でございます。

初めに、第3号議案の鷺宿一団地の住宅施設の廃止についてご説明いたします。

鷺宿一団地の住宅施設は、約1.3ヘクタールの区域に、建築密度、住宅階建、壁面の位置等、住宅予定戸数、共同施設等が位置づけられております。

次に第4号議案、「東京都市計画花畑七丁目中地区地区計画（足立区決定）について」、ご説明いたします。

花畑七丁目中地区につきましては、約1.7ヘクタールの区域に、区域の整備、開発及び保全に関する方針として、土地利用、地区施設の整備、建築物等の整備の方針を定めております。

また、地区施設の配置及び規模として、歩道状の空地が6カ所、緑道1カ所、児童公園1カ所を配置しております。

また、建築物等に関する事項といたしまして、建物等の用途の制限、容積率の最高限度等を定めてございます。

恐れ入ります。12ページをごらんいただきたいと思います。

引き続き建築物等に関する事項でございますが、記載のとおり、建ぺい率の最高限度から、垣又は柵の構造の制限等を定めさせていただきました。

続きまして、議案説明資料の14ページをお開きいただきたいと思います。都市計画の経緯及び今後のスケジュールについてご説明いたします。

先ほどの鹿浜二丁目西地区と同様でございますが、平成25年の2月に第44回都市計画審議会でご報告させていただきました。以後、3月に原案の公告・縦覧、7月に都市計画案の公告を縦覧いたしました。原案、案とも意見書の提出はございません。

本日、ご審議いただきまして、2つの案件について告示を予定してございます。

あわせて最後に建替概要ということで、建設のスケジュール、建設内容、事業計画図を掲載しております。

以上で、都営花畑アパート建替え関連に関する説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申しあげます。

長塩会長 それでは、第3号議案、第4号議案の審議をいたします。

本件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

直江委員 花畑団地のところは、今、公団の建替えも行われていますが、先ほど区長がおっしゃったエリアごとの構築ということでの観点からは、どのように進められていくのでしょうかという質問が1つと、それからこの花畑団地周辺の川沿いを自転車で走りますと、結構建替えでストップというのもあると思うのですが、空き家が目立ってちょっと寂しいというか、治安が余りよくないような感じもしますので、この建替えを通してコミュニティの活性化等が図れたらいいんじゃないかと期待します。以上です。

真鍋幹事 それでは、ご質問についてお答え申し上げます。

まず、1点目の今回の都営住宅の建替えでございますが、その建替え団地の西側にありますUR花畑団地の事業につきましては、現在、UR花畑団地の自治会さんや周辺の町会・自治会の方とUR花畑団地のまちづくりの協議会を設立しまして、まちのありようについて協議しているところでございます。

また、UR花畑団地の中につきましては、今回、団地再生事業としまして、団地の中心部に、例えば商業施設であったり、高齢者、子育て施設の誘致ということで、実は現在URの花畑団地につきましては、当初2,700戸ほどあったのですが、現在1,500戸ほどに減っております。跡地につきまして

は、先ほど申し上げたとおり、商業施設、高齢者、子育て施設の誘致について、地元のまちづくり協議会と連携しながら進めているところでございます。

また、直江委員から先ほどご質問がありました空き家になっているところについては、多分団地の一番西側のところかと思いますが、これにつきましても将来的には解体を予定しております。その後の土地利用につきましても、協議会、地元の皆様の意見、また関係機関との調整を行いながら、花畑の団地再生事業は進めていきたいというところでございまして、花畑団地につきましてもは約20ヘクタールと広大な土地でございまして、周辺環境に影響を与えることも多くございまして、引き続き動きがあり次第まちづくりについては取り組んでいくという状況でございます。以上でございます。

くぼた委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、戸数が220から199ということでしたが、この理由を。

真鍋幹事 団地の建替えにつきましては東京都と協議しております。ほぼほぼ元戸数と同じぐらいなのですが、若干減っております。今回、建替えに際して、今住んでいる方が戻れることについては支障がないということで、その点も協議しながら建替え戸数については協議しております。

くぼた委員 あと1点なのですけれども、この界隈の公共交通インフラ、将来の見通しも含めて聞きたいのですが、一番近いところのバス停が草加市になるのですね。ちょっと歩くには遠いかなと。この辺の第257号線を含めた縦路線ですよ、はるかぜも含めた。その辺の計画、また見通し、その辺はどういうふうに考えているか。

岡野専門委員 都市建設部長の岡野でございます。

足立区では平成23年に総合交通計画をつくらせていただいております。その中で、鉄道につきましては、なかなかこれは難しいわけでございますけれども、コミュニティバスも含めて、バス公共交通網を整備することによって、空白地域をなくしていこ

うということにしております。

この花畑団地周辺では、団地のすぐ西側に都市計画道路補助第257号線がございまして、埼玉県側に橋をかける予定になっておりまして、実は東京都の方で既に橋をかけるべく橋詰めの用地買収等に動いております。用地買収等が済んで橋がかかるとなれば、この257号線を活用したバス路線網の整備というものについても今後進めていくことになると思っておりますが、今現在の段階では具体的な路線の計画についてはない状況でございます。

板谷委員 公募委員の板谷でございます。今ちょうどお尋ねしたいこと2点をお聞きいただいたのですが、公共交通については全く同感といいますか、ぜひバス交通を維持していただきたいというのと、ちょっと気になったのが、駐車場は今まであったのなかったのかということなのですけれども、もしなかったところに新たにできるということだと、大分周辺の交通の状況も変わってくるのかなと思いますので、その辺の実態を教えてくださいというのが1つ。

もう一つは、これはコメントなのですが、さきのもとは違って、こちらのものは5棟あったものが3棟になると。高さも大分変わってくるということで、可能であれば現況の写真とか、今後どういうふうに変っていくのか、例えば図のようなものがあわせて示していただくとわかりやすいのかなと思いますので、この手の計画のときには今後ぜひそういうものを入れていただくとありがたいと思うのですがいかがでしょうか。以上です。

真鍋幹事 板谷委員のご質問についてお答えいたします。

1点目の駐車場でございますが、昭和40年代の都営住宅でございますので、基本的には団地内に駐車場はございません。

ただ、建替え後につきましては、やはり自動車の需要もございまして、必要台数について都も整備すると聞いてございます。

2点目の今後の建替えにあわせて、建物の階数が最高で7階建ての部分がございます。その辺につきましては現況の写真、従前従後と言ったほうがいいのでしょうか、こういった将来図になるというものにつきましては、今回、計画図はおつけいたしましたが、その辺でわかりにくいところにつきましては当審議会で、また都営住宅の建替えについては、今後40年代の団地の建替えもいよいよ出てくることとございますし、わかりやすくご提示できるように今後努めていきたいと思っております。以上でございます。

長塩会長 他にございますか。

松本委員 委員の松本です。2つほど。歩道状空地とか緑地とか、あるいは児童公園ということで、非常に環境配慮型の新しい地区施設が入ってすばらしい団地になるのだと思いますが、1つは東側の緑道については、地区施設ですから、整備後は引き続き東京都さんがこの緑道を管理していただけるのか。緑道って結構管理が大変なものですから、どういう形で管理していただけるのが1つです。

もう一つは、先ほど区長さんもお話しされていましたが、いわゆる防災、災害に強いまちづくりということで、都営住宅の建替えの中で周辺の防災水準を高めるような、例えば備蓄倉庫ですとか、何かそういう災害あるいは防災貢献上の施設がご計画されているようでしたら、ちょっと紹介をしていただければいいかなと。以上2つです。よろしく願います。

真鍋幹事 ご説明申し上げます。

1点目の緑道の管理でございますが、都営住宅の敷地内に整備いたします。引き続き東京都がきちんと管理することで一応協議は終わっております。

2点目の防災に関してですが、都市計画で定めているものではございませんが、当然団地の建替えについては、団地の中に備蓄倉庫の整備、また防火水槽、そういった地域に必要なものについては、都営住宅の建替えの協議にあわせて必要なものを整備しているところでございます。

長塩会長 他にございますか。

なければ採決いたします。本案につきまして異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

長塩会長 それでは、第3号議案、第4号議案は異議のないものと決定いたします。

次に、島根四丁目地区ほか8地区の地区計画の変更についての議案でございます。第5号議案から第13号議案まで、八鍬まちづくり課長から一括して説明願います。

八鍬幹事 まちづくり課長の八鍬でございます。島根四丁目地区ほか8地区の地区計画の変更について説明させていただきます。

まず先に、今回9件と案件が多いため、説明に30分以上かかってしまう点と、資料が多いので開きづらくなっている点についておわびします。座って説明させていただきます。

では最初に、皆様の議案書35ページの第5号議案をごらんください。

表紙を読み上げます。第5号議案、東京都市計画地区計画島根四丁目地区地区計画の変更(足立区決定)について、上記の議案を提出する。

平成25年9月17日、提出者、足立区長近藤弥生。

本計画の内容を別添計画図書のとおりに決定する。

提案理由、東京都市計画地区計画島根四丁目地区地区計画の内容を変更するにあたり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため、提案します。

第6号議案から第13号議案までは議案は共通ですので、議案名のみ読ませていただきます。

続きまして、議案書45ページをお開けください。

第6号議案、東京都市計画地区計画保塚町地区地区計画の変更(足立区決定)について。

続いて、議案書55ページをお開けください。

第7号議案、東京都市計画地区計画足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画の変更（足立区決定）について。

続きまして、議案書69ページをお願いします。

第8号議案、東京都市計画地区計画足立北部地域西伊興地区地区計画の変更（足立区決定）について。

続きまして、議案書81ページをお願いします。

第9号議案、東京都市計画地区計画足立北部地域東伊興地区地区計画の変更（足立区決定）について。

続きまして、議案書91ページをお願いします。

第10号議案、東京都市計画地区計画足立東部地域平野・東六月町地区地区計画の変更（足立区決定）について。

続きまして、議案書105ページをお開けください。

第11号議案、東京都市計画地区計画足立東部地域神明南地区地区計画の変更（足立区決定）について。

続きまして、議案書115ページをお願いします。

第12号議案、東京都市計画地区計画足立東部地域神明地区地区計画の変更（足立区決定）について及び議案書125ページをお願いします。

第13号議案、東京都市計画地区計画足立東部地域神明西地区地区計画の変更（足立区決定）についての9議案でございます。

お手数ですが、議案書35ページへお戻りください。議案書の構成は全議案共通です。まず表紙に議案名と提案理由。

続きまして、36ページをお開けください。36ページが都市計画の案の理由書でございます。

続きまして、37ページから39ページ、この内容につきましては計画書となっております。

続きまして、40ページでございます。このページが変更概要となっております。

続きまして41ページ、これが総括図となっております。

最後に42ページから44ページ、これが計画図

となっております。

それでは具体的な内容を、表紙がきみどり色の議案説明資料の17ページをお開けください。議案説明資料3にて説明させていただきます。

最初に全体的な地区計画の変更の趣旨、目的及び検討の経過を説明し、次に個々の変更内容を説明いたします。

続きまして、議案説明資料の18ページをごらんください。

まず趣旨及び目的でございます。足立区では昭和61年度より地区計画を活用したまちづくりを推進し、現在39地区において地区計画の都市計画決定を行い、積極的にまちづくりを進めております。

近年、平成17年にはつくばエクスプレスが、平成20年には日暮里・舎人ライナーが開業し、この沿線の開発や大学の誘致などにより、足立区の昼夜間の人口はふえております。これらの様々なニーズに応えるために、それぞれの地域特性を活かしつつ、水や緑の保全を図り、道路や公園などが適正配置となるように改める必要が出てきました。

今回は、地区計画区域内だけでなく、この周辺地区を含めバランスのとれた地区計画とすることを目的とし、地区施設の配置・規模など再検討を行い、地区施設（道路、公園等）の変更を行うことにしました。

次に、地区計画の見直し検討の経過について説明させていただきます。

まず、この検討組織です。全面的に地区計画を見直しし、今後のまちづくりの方向性を示すために検討組織を作りました。平成23年1月に副区長を委員長としまして、関係部署の部長級と2名の学識経験者（後に3名になりましたが）を含め地区計画変更検討委員会を発足しました。その中で地区計画の変更内容の必要性や合理性について根拠となるデータ整理を行い、区の政策を踏まえた変更の検討を行いました。

続きまして見直しの基本方針ですが、地区施設の

見直し検討にあたっては、東京都都市計画局より出されています「周辺区部における区画整理事業を施行すべき区域の市街地整備のためのガイドライン（５３条ガイドライン）」を基準とし、道路や公園などの見直し、基本方針を作成し、該当する地区施設を詳細に検討しました。

この道路等の見直し基本方針は、線形・配置・ネットワーク等を総合的に判断し、過不足を修正することとし、公園等の見直し基本方針は「あだち 公園 いきいきプラン」を遵守し、誘致圏を考慮した配置計画や適正規模の公園を目指すとしてしました。

続きまして、議案説明資料の１９ページをごらんください。

まず、１)としまして、５３条ガイドラインの基準ですが、この５３条ガイドラインは、道路と公園がある程度の基準に達していれば地区計画などの手法により区画整理を施行しないでまちづくりができるとなっています。また、その中で道路と公園の整備完了水準が定められていますので、見直しにあたり道路・公園の整備基準としてしました。

この上の表は、道路の整備完了水準を抜粋し、まとめたものです。幅員４メートル以上の区画道路率は１６％以上を確保し、都市計画道路整備率は１００％を完了としています。また、幅員６メートル以上の道路及びその両側３０メートルを対象とした主要道路充足率は３８％以上を確保すること。そして幅員６メートル以上の道路及びその両側１４０メートルを対象とした消防活動困難区域率は０％とすることとなっております。

下の表は公園の整備完了水準です。公園整備評価として３％以上の公園が必要です。

また、３％が整備できない場合の緩和基準として３点ほどあります。

まず、公園のほかに緑地や緑道等を含めた面積率３％以上の確保。

次に、公園の２５０メートル誘致圏充足率１００％の確保。

３、検討地区外周５００メートル圏の公園、緑地、緑道等の面積率３％以上の確保。

この３点のどれかを満足させることとなっています。

続きまして、２０ページをごらんください。

２)道路の見直し基本方針は、未着手の道路等を対象にし、以下の基本方針に基づいて評価・検討し、必要な場合は道路等の見直しを行いました。

５点ほどあります。

まず、アとしましては、大規模な土地利用の転換や宅地開発などの整合が必要な場合は、適切な見直しを行う方向で検討する。

次に、線形や配置の改善が必要と考えられる場合は、適切な線形や配置の見直しを行う方向で検討する。

交通ネットワークに問題がある場合は、必要性や見直しの可能性などを改めて検討し、必要な場合は見直しを行う。

次に、主要道路の網密度が低い箇所で、地域の状況において配置の必要性が見込まれる場合は、主要道路の配置について検討する。

道路の充足状況に対し地区施設が過剰に指定され、交通ネットワークなど総合的に判断し、必要性が低い場合は廃止も視野に入れた検討を行うとして、個々の地区ごとに道路の見直しを行いました。

次に、３)公園・緑地の見直し基本方針も、未着手の公園・緑地等を対象に、以下の基本方針に基づいて評価・検討し、必要な場合は公園・緑地等の見直しを行いました。

まず、大方針となる「あだち 公園 いきいきプラン」の方向性に近づくため見直しを行いました。

街区公園の配置方針として、「あだち 公園 いきいきプラン」では、公園の規模は０．２５ヘクタール以上、誘致圏は２５０メートル圏内となっており、「小さな公園は作らない。誘致圏の重複を避ける」を方針とし、既存施設の拡充・統合を検討しました。

次に、見直しの方針として、現在供用済みの公園・緑地等及び地区施設公園・緑地を対象に、公園緑地比率と誘致圏の充足状況を確認しました。

また、未整備の地区施設公園・緑地を対象に、誘致圏の過度の重複や小規模で拡張の余地もない場合は、区有敷地や寺社の境内地、緑地などへの移設を検討しました。隣地の用地取得が可能な場合は、公園・緑地区域の拡張を検討しました。

ほかに、生産緑地に位置づいた地区施設公園・緑地においては、可能な限り見直す方向として、上記で述べた検討を行いました。これは相続等により突然買い取り請求があった場合、区で用地買収の予算措置がされておらず、応じることができない場合は、地権者はこの土地を処分することとなり、区としては地区施設・公園・緑地を廃止せざるを得なくなってしまうためです。

続きまして、21ページをごらんください。

3、地区計画変更(案)位置図でございます。この図の中央の左下、第5号議案、島根四丁目地区以外の地区は、ほとんどが区画整理を施行すべき区域内の地区計画となっております。

それでは、個別議案の説明に移ります。

続いて、22ページをお開けください。

22ページの4、第5号議案「東京都市計画地区計画島根四丁目地区地区計画の変更(足立区決定)について」をごらんください。

変更概要です。

現在の地区施設数は、区画道路10路線、公園2カ所です。

変更内容は、区画道路の新設が1路線、区画道路の廃止が1路線、公園の面積変更が1カ所、公園の廃止1カ所となっております。

次に、23ページの計画図2をごらんください。

変更概要を図で示したものです。地区施設の新設及び変更が実線の楕円で囲っており、廃止が破線の楕円で囲っております。皆様のお手元のモニターでは、実線が青、破線が茶色になっております。

図中にある表をごらんください。

島根四丁目地区は区画整理を施行すべき区域ではございませんが、参考に道路率等を表記しております。この地区の区画道路率は現計画22.7%、変更案22.6%、主要道路充足率は現計画と変更案で変わらず60.1%、消防活動困難区域も変わらず0%となっております。

続きまして、24ページの公園緑地見直し後誘致圏図をごらんください。

一点鎖線で囲まれた区域が地区計画区域でございます。そして細い丸、太い丸、破線の丸があります。皆様のモニターでは、それぞれ緑、赤、青になっていますが、これらは公園等からの半径250メートルで引いた誘致圏となっております。細い実線の丸が既存の公園緑地等で、太い実線が地区施設の公園・緑地、さらに破線が今回廃止しようと考えている公園・緑地等になります。

図中にある表をごらんください。

参考でございますが、この地区の変更案の公園率は2.2%、誘致圏充足率は100%となっております。

続きまして、25ページでございます。

25ページの5、第6号議案「東京都市計画地区計画保塚町地区地区計画の変更(足立区決定)について」をごらんください。

変更概要です。

現在の地区施設数は、区画道路8路線、緑地3カ所となっております、公園はございません。

変更内容は、区画道路の新設が1路線、区画道路の廃止が1路線となっております。緑地の変更はございません。

続きまして、26ページの計画図2をごらんください。

この地区の区画道路率は現計画21.8%、変更案21.6%、主要道路充足率は現計画と変更案で変わらず81.4%、消防活動困難区域も変わらず0%となっております、いずれも53条ガイドラインの

基準を上回っています。

続きまして、27ページをお願いします。公園緑地見直し後誘致圏図をごらんください。

新たな凡例として図に黒く塗りつぶした部分がありますが、この部分が誘致圏の空白区域となります。また、地区計画区域の外側に引かれた二点鎖線が500メートル圏を示しております。都県境及び他の地区計画と重なる部分は500メートル圏をとることができません。

この地区の変更案の公園率は1.2%、公園+緑地+緑道等の面積率は1.4%、誘致圏充足率は99.5%、地区外500メートル圏の公園+緑地+緑道等の面積率は5.3%となります。緩和基準を採用すれば53条ガイドラインと合致することができます。

続きまして、議案説明資料の28ページをごらんください。

28ページの6、第7号議案「東京都市計画地区計画足立北部地域舎人・古千谷本町地区地区計画の変更（足立区決定）について」をごらんください。

変更概要です。

現在の地区施設数は、区画道路14路線、公園4カ所、緑地2カ所です。

変更内容は、区画道路の廃止7路線、公園の新設1カ所、公園の廃止3カ所、緑道の新設2カ所となっております。

続きまして、30ページから33ページの計画図2をごらんください。

この地区の区画道路率は現計画16.9%、変更案16.7%、主要道路充足率は現計画76.1%、変更案76%、消防活動困難区域は変わらず0%となっており、いずれも53条ガイドラインの基準を上回っています。

続きまして、34、35ページ、公園緑地見直し後誘致圏図をごらんください。

この地区の変更案の公園率は2.5%、公園+緑地+緑道等の面積率は3.1%、誘致圏充足率は9

9.9%、地区外500メートル圏の公園+緑地+緑道等の面積率は11.1%となります。緩和基準を採用すれば53条ガイドラインと合致することができます。

続きまして、36ページをごらんください。

36ページの7、第8号議案「東京都市計画地区計画足立北部地域西伊興地区地区計画の変更（足立区決定）について」をごらんください。

変更概要です。

現在の地区施設数は、区画道路10路線、緑地7カ所となっており、公園はございません。

変更内容は、区画道路の新設1路線、変更1路線、緑地の新設1カ所、緑地から公園への名称変更が3カ所、緑地の廃止が4カ所となっています。

続きまして、38ページから41ページの計画図2をごらんください。

この地区の区画道路率、主要道路充足率及び消防活動困難区域は現計画と変更案で変わらず、それぞれ17.9%、78.9%及び0%となっており、いずれも53条ガイドラインの基準を上回っています。

続きまして、42ページ及び43ページの公園緑地見直し後誘致圏図をごらんください。

この地区の変更案の公園率は1.2%、公園+緑地+緑道等の面積率は1.4%、誘致圏充足率は99.2%、地区外500メートル圏の公園+緑地+緑道等の面積率は15.6%となります。緩和基準を採用すれば53条ガイドラインと合致することができます。

続いて、44ページをごらんください。

44ページの8、第9号議案「東京都市計画地区計画足立北部地域東伊興地区地区計画の変更（足立区決定）について」をごらんください。

変更概要です。

現在の地区施設数は、区画道路13路線、公園2カ所となっております。

変更内容は、区画道路の廃止1路線、緑地の新設

1カ所、緑道の新設3カ所となっております。

続きまして、46ページ及び47ページの計画図2をごらんください。

この地区の区画道路率は現計画18.4%、変更案18.3%、主要道路充足率は現計画と変更案で変わらず70.3%、消防活動困難区域も変わらず0%となっております、いずれも53条ガイドラインの基準を上回っています。

続きまして、48、49ページの公園緑地見直し後誘致圏図をごらんください。

この地区の変更案の公園率は2.2%、公園+緑地+緑道等の面積率は2.9%、誘致圏充足率は99.6%、地区外500メートル圏の公園+緑地+緑道等の面積率は2.3%になります。緩和基準を採用しても53条ガイドラインを若干下回りますが、足立北部地域全体で検討した場合、53条ガイドラインを上回ります。

続いて、50ページをお願いします。

9、第10号議案、「東京都市計画地区計画足立東部地域平野・東六月町地区地区計画の変更（足立区決定）について」をごらんください。

当地区は（1）地区施設の変更と、（2）地区区分の変更及び（3）壁面の位置の制限の追加がございます。

まず、（1）地区施設の変更についてご説明します。

現在の地区施設数は、区画道路55路線、公園1カ所、緑地2カ所となっております。

変更内容は、区画道路の新設1路線、変更12路線、廃止2路線、公園の新設1カ所、緑地から公園への名称変更が2カ所となっております。

続いて、52、53ページの計画図2をごらんください。

この地区の区画道路率は現計画17.3%、変更案17.2%、主要道路充足率は現計画68.1%、変更案67.7%、消防活動困難区域は変わらず0%となっております、いずれも53条ガイドラインの

基準を上回っています。

続きまして、54及び55ページの公園緑地見直し後誘致圏図をごらんください。

この地区の変更案の公園率は2%、公園+緑地+緑道等の面積率は2.1%、誘致圏充足率は98.5%、地区外500メートル圏の公園+緑地+緑道等の面積率は4.1%となります。緩和基準を採用すれば53条ガイドラインと合致することができます。

続きまして、56、57ページの（2）地区区分の変更について、ご説明したいと思います。

まず、56ページの計画図1をごらんください。

現在、この図中にあります太線で囲んだ箇所は、面的整備改良地区とという地区区分が指定されております。その面的整備改良地区の一部において大規模な宅地開発が行われたため、右の図の変更後のように地区区分を変更し、宅地開発された地区を新たに住宅地区とし、この後説明します壁面の位置の制限の追加を考えております。

変更前と変更後の図を比べると、面的整備改良地区であった部分のうち、宅地開発が行われた箇所は住宅地区へ、その他の部分は住宅地区へ編入しております。面的整備改良地区であったところは、沿道地区に編入しています。

続きまして、58ページをお願いします。

58ページ、（3）壁面の位置の制限の追加（住宅地区）についてご説明します。

現在の計画では、左の図のように、平野・東六月町地区の全域で、道路境界線から60センチメートル以上の壁面後退というルールがありますが、住宅地区では、それに加えて、右の図のように、隣地境界線からも50センチメートル以上の壁面後退というルールを追加したいと考えております。

続きまして、60ページをお願いします。

第11号議案、「東京都市計画地区計画足立東部地域神明南地区地区計画の変更（足立区決定）について」をごらんください。

現在の地区施設数は、区画道路35路線、公園3カ所、小広場3カ所となっております。

変更内容は、区画道路の廃止3路線、公園の廃止2カ所、緑地の新設1カ所となっております。

続きまして、62、63ページの計画図2をごらんください。

この地区の区画道路率は現計画17.4%、変更案17.3%、主要道路充足率は現計画69.1%、変更案68.1%、消防活動困難区域は変わらず0%となっており、いずれも53条ガイドラインの基準を上回っています。

続きまして、64、65ページの公園緑地見直し後誘致圏図をごらんください。

この地区の変更案の公園率は2.4%、公園+緑地+緑道等の面積率は2.8%、誘致圏充足率は95.5%、地区外500メートル圏の公園+緑地+緑道等の面積率は3.3%となります。緩和基準を採用すれば53条ガイドラインと合致することができます。

続きまして、66ページをごらんください。

第12号議案、「東京都市計画地区計画足立東部地域神明地区地区計画の変更（足立区決定）について」をごらんください。

現在の地区施設数は、区画道路30路線、歩行者専用通路2路線となっております。

変更内容は、区画道路の新設1路線、変更3路線、廃止3路線となっております。

続いて、68、69ページの計画図2をごらんください。

この地区の区画道路率は現計画18.1%、変更案17.8%、主要道路充足率は変わらず69.6%、消防活動困難区域も変わらず0%となっており、いずれも53条ガイドラインの基準を上回っています。

続きまして、70ページをごらんください。

神明地区と次に説明します神明西地区は、地区に地区施設、公園・緑地等がなく、現在供用済みの公

園だけで公園率3%を上回っているため、誘致圏等の検討は省略させていただきます。

続いて、71ページをごらんください。

第13号議案、「東京都市計画地区計画足立東部地域神明西地区地区計画の変更（足立区決定）について」をごらんください。

現在の地区施設数は、区画道路14路線となっております。

変更内容は、区画道路の変更が2路線ございます。

次に、72ページの計画図2をごらんください。

この地区の区画道路率は現計画と変更案で変わらず17.6%、主要道路充足率は現計画47.9%、変更案45.7%、消防活動困難区域は変わらず0%となっており、いずれも53条ガイドラインの基準を上回っています。

以上で個別議案の説明を終了いたします。

最後に73ページをごらんください。

都市計画手続の経緯と今後の予定です。

まず、平成25年2月14日の第44回足立区都市計画審議会にて案件の報告をさせていただきました。その後、2月20日から5月10日にかけて、都市計画法第16条に基づく地区計画の原案説明会を7回開催し、全体の出席者数は延べで126名になりました。次に、5月14日から28日にかけて都市計画法第16条に基づく地区計画（原案）の公告・縦覧を行うとともに、5月14日から6月4日まで原案の意見書の提出期間を設けたところ、意見書の提出が1件ありました。

その後、原案を修正し、7月10日から24日まで都市計画法第17条に基づく地区計画（案）の公告・縦覧・意見書の提出期間において、意見書の提出はありませんでした。そして本日9月17日、第45回足立区都市計画審議会において、都市計画の変更を審議していただいております。また、この地区計画の変更が決定されれば、9月下旬ごろに告示される予定です。

以上で説明を終わります。長々とどうもありがと

うございました。

長塩会長 ご苦労さまでございました。

それでは第5号議案から第13号議案の審議をいたします。本件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 馬場委員。

馬場委員 委員の馬場でございます。

都市計画の変更について説明いただきましたが、今回、緑道や公園が新たに決定されたり、公園だったところがなくなったりということで、全体的に見れば足立区の計画的な発展につながるのかなというふうに思うのですけれども、個々の案件について、例えば今まで公園があった地域に公園がなくなってしまうということに対しての地域の理解というか近隣の方への説明というのが、例えば町会に対して、「こういう計画で進めたいと思うのですが」というような過程が多分なかったのではないかなと思うのですけれども、やはり公園がなくなってしまう地域の人にとっては大変、区政の方向というんですか、手続にちょっと残念な思いがあるんじゃないかと思うのですけれども、その点に関してはいかがなんでしょうか。

長塩会長 八鍬まちづくり課長。

八鍬幹事 今のご意見の中で、私が携わった中で、特に地元で開放している広場とか、そういうものが相続等の中で取得できなかった。そういう中で今回、この地域の中で位置変更した中で一部、特に舎人・古千谷地区の中で地域のほうからは、今まで使っていた広場がなくなったという中で、過去の説明が十分なかったというお叱りはありました。

その中で今後については、新しく位置づけたものについては、十分皆様の意見を聞いて、今後はしっかりとした公園をつくりますということで説明会等で説明したことがありますので、今後は事前の十分な説明が必要だというふうに私は認識しておりました。以上でございます。

長塩会長 馬場委員。

馬場委員 具体的な事例として、この説明資料の

32、33ページでお話ししたいのですけれども、今、課長からお話しいただいた点が の公園5号の廃止という点と、 の公園6号の新設なのですね。公園6号の新設は、ここはもともと毛長川への排水場があったところで現在稼働していない、その部分を公園にしようと。これはある面いいのですけれども、排水場を使っていない現状で、結構地域の盲点というか、深夜のたまり場になったりしている状況があるのですよね。子供たちのたまり場になっている状況なのに、その上公園ができたなら余計そういう子呼んでしまうという地域の不安があったのは事実であります。ですから、変な話、ここは宅地にさせていただいて、地理的に、川が背景にあたり、人通りがなかったりというような地域だと思うのですけれども、また10号公園は貴重なボール遊びのできる公園がなくなってしまうのはどうしても理解できないというような話が根強くありましたので、地区計画の地域説明は各区民事務所等で行われるのはわかるのですけれども、それ以前に、こういう計画ですよということは町会なり近隣に納得いただかないと、何のための地域に開かれた行政なのかなという点に関しては、非常に今回不信の意見を聞いたところでもありますので、ぜひその辺を改善していただくように申し上げたいと思います。以上です。

長塩会長 今のはご質問ですか。

馬場委員 いえ、意見です。

長塩会長 他に、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。 榎本委員。

榎本委員 榎本です。ちょっと質問のところとお願いのところ両方あるのでお話しさせてもらいます。

今回、公園とか道路とかいろいろ動くことによって、事業計画のところ住宅と中小規模工場との両立などのことが記載されているのですけれども、実際、今、六町や花畑とか区画整理をやっていっている地区ですと、新しくどんどん住まわれて、県外から来られる人とかもふえてきている中、工場とかに

対する音とかの問題等で、工場の移設を考えているような会社とかも結構多く聞きます。実際に本社自体を足立区から移動したほうがいいのか、埼玉とか移ったほうがいいのかというような声とかも聞きます。工場とかがそのように住宅との共存というのが難しくなってしまうと、本社とかが移転してしまうと足立区への税金とか、足立区での会社の上場とかというのが減ってしまうのかなと思うのですけれども、そのあたりの対策とかというのはいかがなされていますか。

長塩会長 部長。

岡野専門委員 工場というと悪いイメージがあって、騒音ですとか振動ですとかということで、住宅と混在をすると、そういうことになろうかと思えますけれども、やはり安心して工場を経営していただいて、社会の産業に役立っていただくということも大事だと思っています。基本的には用途は純化して混在しないということが大事でございますけれども、その中でやはり地域に受け入れられる程度の工場の経営というのがありますので、それは建築基準法の中で平米数とかございますので、その中では混在できる範囲でやっていただく。

1つやったのは、六町で区画整理をやっておりますけれども、あそこは大きく用途を見直して、混在しているものを、住宅をまとめて、あるいは工場をこれからも経営される方は環七に近いほうにという形でのダイナミックな換地をしたということもございます。

それらも組み合わせながら、ぜひとも安心して工場を経営していただくような環境を足立区としてもつくっていかねばいけないかなと考えています。

長塩会長 榎本委員。

榎本委員 ありがとうございます。工場と表現したので大きく想像されるかとは思いますが、小規模の会社とかもありますので、小物とかをつくっているようなところも一応工場という形になりますので、そういうのも含めて言ったのですけれど、

ども、実際に移設されて、大きいところとかはまとめて移設計画になって進んでいるのはわかるのですけれども、小さいところとかでも、やはりそういった声とかが上がってきているというのは最近すごくよく耳にするようになってきました。そこら辺とかに対しても、皆さん事業をする上で、夜間は特に音とかは気にするようにはしていますけれども、昼間での小規模の会社経営に当たって、どんな会社でも多分音は出ると思いますので、そういうところに対しては区のほうとしてもいろいろ対策とか、これからよろしくをお願いします。

あと、1つお願いなのですが、先ほどの公園等がいろいろ変わってくるのに当たりまして、私もともと生まれ育ちが足立区なわけではないのですけれども、もう5年以上足立区にいますけれども、やはり足立区の中では公園の名前と中学校の名前に数字が入っていたりするところが多いので、それに対しては、区内でもともと育った人間以外の人たちにはすごくわかりにくいネーミングになりますので、「ふれあい」とか「やすらぎ」というのも、正直言ってわかりにくい名前だとは思いますが、せめてわかりやすいネーミングという形で、これからの公園の名前とかをつけてください。お願いいたします。

長塩会長 要望ですね。他に。吉岡委員。

吉岡委員 今、榎本委員のほうからご指摘があったことで何点が申し上げさせていただくのですけれども、工場につきましても、六町には例えば生コンの工場ですとかそういったところがあって、あるいは例えば配管の材料の卸屋さんがあったりとか、一番問題だったのは、東京都の指導のほうから仮換地ということで、どこか移動してくださいと、区画整理をこれからやらなければいけない場所におられては邪魔になってしまうから、とりあえず仮換地してくださいと、こういうような問答があったわけなのですが、そこで非常に大きな問題として我々は受けとめておりましたのが、例えば場所をあっせんして

くれるとか、埼玉県でもどこでもいいです、場所を紹介するとか、もっと極端なことを言えば、足立区内のどこを探しても、生コン会社が仮移転できるような場所すらない。こういうような状況の中で、そういった企業の経営者の皆さんは苦勞されて、中にはせっかく順調に営んでいたご商売を廃業せざるを得ないとか、そういったまちづくりに対してうんと協力してくれた人たちの存在は忘れてはならないと思いますし、また、今問題になっておりますのは、六町三丁目などでは、今は建ちましたけれども、あそこは以前は地域に開放されたコミュニティ広場になっていましたけれども、そこがなくなってしまったものですから、今は盆踊りをやることすらできない状況が続いています。

私はいつも行政の皆様方に申し上げるのは、とにかく区民の声を十分反映させた仕事を進めていただかないと、せっかく協力してくれている善良な区民の皆様に応じわけが立たないよと。こういうようなことですから、一人一人の意見を全部反映させるなんていうのは、それは多少無理があることだとは思いますが、意気込みとしては、そういう意気込みでやっていただきたいということは、議会としても執行機関の行政の皆様方にはお願いをしていますので、ぜひ期待を持って足立区の仕事を見守っていただきたい。こんなふうに思います。

長塩会長 要望ですね。ほかに。岡田委員。

岡田委員 岡田です。

ちょっと質問なのですが、議案説明資料の58ページの右側の住宅地区の部分に、隣地境界線から50センチメートル以上あけるということが新設ということなんですが、この地区だけで今まで3月ごろに地区経過の説明会等をやられていると思うのですが、住民の方というのはご納得というか、それなりにされているのでしょうかね。

長塩会長 真鍋幹事。

真鍋幹事 ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回新たに設定しました住宅地区の設定でございますが、この土地の利用なのですけれども、企業名を申し上げていいでしょうか、現在、中央住宅というところが大規模な宅地開発を行っています。当初から、道路から60センチメートル、隣地から50センチメートルあけた建物の計画をして現在建てておりますので、すぐ建替えるということではないのですが、将来的に都市計画上担保をとるために、地区計画で0.5メートルというのを新たに設定させていただきます。

岡田委員 既存のものはないのですか。

真鍋幹事 はい、ございません。

岡田委員 わかりました。

長塩会長 ほかに。時間もたちましたので、簡明に願います。直江委員。

直江委員 先ほど公園の意見について出ていたのですけれども、公園がたまり場であるという迷惑施設である一方で、お年寄りにとっては一息つく場所というところで必要な場所だと思います。若い世代にとってみると、広い公園が魅力である一方で、高齢者にとってみれば、広くなくても身近なところにちょこちょこあったほうが一息つけるし、コミュニティから考えれば、孤独死の防止などにもいいと思います。先ほど20ページの中で、小さな公園はプランの中でつくらないというのが方針というふうに出ているのですけれども、そのプランを変えろとかそういうことではないのですけれども、小さな公園はつくらないという意図、それから今回結構廃止される公園の数が多かったのがちょっと気になったのですけれども、この廃止される公園はどういうふうになるのかという用途や、廃止するのはこうやって決まっているということはやむを得ないのですけれども、ベンチを緑道に置くなり、お年寄りが歩いているときに一息つけるようなところは、まちづくりとして確保してもらえたらと思います。以上です。

長塩会長 それはご質問ですね。まちづくり課長。

八鍬幹事 まず、今回主に公園を見直した経緯と

しましては、過去に位置づけた公園が生産緑地、要は農家の方の生産緑地が多かったという中で、先ほど説明がありましたように、生産緑地は急に買い取り請求が出ても区のほうでは対応しづらいという部分がありまして、そういうものも今回廃止しまして、新たに緑道とか既存の緑に位置づけたという部分があります。

それと主に規模の大きい公園、公園は数が多くなれば当然維持管理費もかかってくる部分がありますので、そういう部分を踏まえて、ある程度公園を集約したいという部分。それと先ほどのお話の中で、今後緑道等については、まちづくりの観点の中では地域の皆様が住みやすいまちという部分がありますので、当然まちづくり課と主管の公園がありますが、そういう中で運動しながらそういうものも考えたいというふうに思っています。以上です。

長塩会長 ほかにありませんか。 くぼた委員。

くぼた委員 すみません、1点だけお聞きしたいのですが、第9号議案の東伊興地区計画の中で、緑道の2号と3号の新設とありますけれども、この毛長川界隈の緑道って、ある程度今整備されているかなと思うのですが、どのような新設の内容になるのかだけお聞きします。

長塩会長 まちづくり課長。

八鍬幹事 これについては現在緑道で整備されておりまして、それを今回見直す中で新たに位置づけたということでございます。

長塩会長 くぼた委員。

くぼた委員 今の説明だと、要は既存にあるものを別に何もしないということですか。

八鍬幹事 そこを位置づけることによって緑を保全するというので今回位置づけております。

長塩会長 ほかにございますか。 板谷委員。

板谷委員 やりとりを伺っていて気になったのでコメントをさせていただきます。

小規模な公園と大規模な公園って役割が違いますよね。それが小さいものについては廃止されるとい

うのは結構大きな話だと思うのですが、その理由が、要は行政のほうで例えば予算措置がされていないとか、そういう技術的な理由でできないということであれば、それは本旨と違うのかなと思います。本来ですと、それをできるようにするために努力をして実現させていくのが必要でして、そういうものが余り使われていないからなくすということであれば話はわかりますけれども、そうでないのであれば少し再考を求めたいところであります。

それからもう一つは、例えば最後のページに意見書の提出1件とありましたし、あるいは先ほど既にご説明されていますけれども、今回の説明の中では1カ所だけ新たな住宅地区に対するルールが加えられたといったようなところをご説明ありましたが、それをご解説される際に、どういう事情でこういうルールが入ったのかとか、あるいは意見の内容はどのよう、それがどのように反映されて計画の内容が変わったのかといったところについて、最初のご説明に余りなかったわけですが、本来地区計画ですので、そういう部分こそが最初に説明されるべきところかなと思います。

そういう点で、私ども素人の目から見ると、ややわかりにくい部分があるのかなと思いますので、今回もそうですし、次回以降も、こうしたご説明をされる際には、ぜひこういった経緯、それから会話、議論のやりとりといったところを含めてご説明をいただいて、その上で議論をするような形にさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

長塩会長 岡野部長。

岡野専門委員 皆様に誤解があるといけないので、小さい公園と大きい公園のお話だけさせていただきたいと思います。

決して私どもは、小さい公園の役割がないということではなくて、足立区も53平方キロ、さまざまな地域がございます。区画整理が終わっているところ、それから今一生懸命、密集事業を入れて、全く公園がないところに小さい100平米クラスの、プ

チテラスと呼んでいますけれども、そういうものを整備しながらやっていくところと、さまざまございます。

それら公園について役割を見たときに、例えば1000平米、2000平米の公園を見たときに、児童遊園ですけれども、なかなか遊んでいるお子さんがいらっしやらない。やはりお子様が伸び伸びと遊べるには、2,500平米程度の公園が必要だろうという一つの方針を持っています。したがって、そういう公園については、できるだけ集約していくという考えを持っています。

一方で、これからお年寄りの健康維持ですとか外出の機会をつくるという意味では、ところどころにお休み処を兼ねた小さな公園も、その地域によっては必要になるだろうということですので、それらについては先ほど言いましたように、密集地域ですとかそういうところについては大きい公園はなかなかできないわけですので、小さい公園をつくっていくということもしております。決して小さい公園の役割がないとかそういうことではなくて、その地域地域に応じたあるべき姿というものを、足立区全体を一つの方針で決めるのではなくて、その地域の生い立ちですとか、地域の現状ですとか、そういうことを考えながら決めていきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

長塩会長 板谷委員。

板谷委員 ありがとうございます。よくわかりました。要は地区計画ということですので、地域の皆さんが納得されていればよいのかなと思いますので、そういうところについて細やかなご説明をされているだろうとは思いますが、そういったところについてご報告をいただければというふうに思っております。引き続きどうぞよろしくお願いたします。失礼いたしました。

長塩会長 松本委員。

松本委員 時間も限定されていますので、簡潔に。大変重要な取り組みだと思えます。ただ一方では、

区民に直結するような生活インフラの話ですので、ある意味では丁寧に、慎重にということも必要だと思います。その上で道路と公園に対して、2つぐらいずつ簡単に質問させていただきます。

まず区画道路の廃止ですが、区画道路の廃止をすることによって、いわゆる接道がなくなってしまうとか、そういう既存の利益がなくなるということはないというふうに理解をしてよろしいでしょうか。それが1点です。

それと公園のほうですが、先ほど馬場委員さん、あるいは直江委員さんのお話もございましたが、1つは今の説明の中で、公園の廃止はいわゆる永続性がない、生産緑地とか児童遊園が当たるかどうかはあれですが、永続性のないものについては廃止をせざるを得ないということですが、今回廃止される公園は全てまさしく永続性のない、つまり返してくれというふうに地主さんから言われれば返さざるを得ないという土地が全てなのか、それ以外のものもあるのかということが1点お尋ねです。

公園について2つ目は、廃止をする公園の現在の利用状況ですが、既に整備をされていて現に公園として使われている公園と、位置づけをしているけれども、いろいろな事情でまだ使われていない、整備されていない公園があるのだと思うのですが、その内訳が大体何件ずつあるのか。その上で、今、整備をされていて、使われているのだけれども、いろいろな事情で、つまりいつ返してくれと言われるかわからないから位置づけは外しますというようなものについては、今回も地区計画ですから、地区計画の地区施設というのは官に移管されているものと、民で公園になっていて私が位置づけされているものと2つに分かれますけれども、要するに今公園として使われている、今回廃止をされてしまうと直ちに都市計画決定の廃止をもってクローズドにしてしまうのか、地主さんが使っていていいよというふうに言っている間は使えるのか、そのあたりは非常に区民に皆さんにとっては重要な関心事なので、どうい

整理をされているのか。その点だけをお尋ねしたい
と思います。以上です。

長塩会長 まちづくり課長。

八鍬幹事 まず道路については、今回廃止するもの
については、ほとんどが接道することによって行き
止まり道路を解消しようと思ったのですが、住んで
いる方が、新たに入れることによってコミュニティが
崩れるということがありまして、逆にそれはやめて
ほしいということがあったので、今回廃止してい
る道路については、ほとんどそういう道路が主です。

公園については、生産緑地に位置づけた公園がほと
んどなのですが、先ほど馬場委員からあった話の中
で、古千谷地区については既存で子ども広場という
ことで地元の地権者の方が地元開放してしまし
た。ただ、これについては買い取り請求が区にあっ
たのですが、やはり区のほうとしても急に対応でき
なくなって、泣く泣くこれについては、利用度があ
ったのですが、今回の変更の中で別の位置に変えた
という部分があります。そのほかについては、ほと
んどが現在農家の方が農園としてやっている部分
がありまして、これについて今回お話ししたところ、
外してくれということがあったので、そういう方
については外しています。ですから大きなものにつ
いては、先ほどの古千谷の部分については、今回廃
止したことによって地域の広場がなくなったという
ことはあります。

長塩会長 部長。

岡野専門委員 明確にお答えしなければいけない
と思いますので。

接道に関しては、今回この道路計画を廃止するこ
とによって、接道がなくなるということとはござい
ません。

公園につきましても、区が管理する公園として開
設しているところというのは、今回はございません。
今お話ししたように、地元のご好意で広場として
開設しているところについて、過去、地区計画公園

としてかけさせていただいていましたけれども、そ
れらについては今回廃止させていただくところはご
ざいませぬ。すぐにクローズということではなく、
地元の方のご好意というものが続く限りは、地元で
管理ということもあり得と考えております。

長塩会長 ほかにございますか。 宮崎委員。

宮崎委員 宮崎でございます。要望が2点ほどあ
ります。

本日は新年度だからしょうがないのかどうかなの
ですけれども、第1号議案から第13号議案まで、
議案が多過ぎる。これは予算の関係とか、いろいろ
あると思うのですけれども、こういうことがないよ
うに。時間の関係があるから、説明も簡単で、非常
にわかりづらいというのが1点。

そしてもう一つ、先ほどの公園の関係なのですけ
れども、公園用地の使い道、私ども地域の町会長な
んかもやっているのですけれども、子供がボール遊
びをする場所がない。何かというと木を植えたり、
ベンチがつくられたりと。そして木がだんだん大き
くなると、夜に子供たちが悪い遊びをするように
なるから、それをまた切っていかなければいけない
とか、そういう要望がありますので、大きい広場、何
もない、ネットや何かで囲まれたこういった公園と
いうような、空き地というのですかね、こういった
ものを今後考えて造成していただければと思います
ので、ひとつよろしくお話ししたいと思います。以
上です。

長塩会長 ご答弁ありますか。余りにも議題が多
過ぎるのは何かならないのかというのは、私のほ
うからもちょっと聞きたいぐらいです。

真鍋幹事 事務局からおわびさせていただきます。
地区計画の議案が多かったことについては、大変申
しわけございません。ばらばらにやる方法もあつた
かもしれませんが、今回は多くて本当に申しわけご
ざいませぬ。次回からは審議案件は極力少なく、皆
様により一層丁寧にご説明するようにいたしますの
で、今日のところはお許しください。よろしくお願

いたします。

長塩会長 はい、室長。

土田専門委員 ただいまのボール遊びのできる公園につきましては、私どもも今年度からパークイノベーションという考え方に基づきまして、地域のある程度の範囲の中にそういったところを1カ所ぐらいずつ、整備ということではないのですが、既存の施設も利用しながら、ソフト面も使いながら、そんなことができないかどうか今年度から検討しておりますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

長塩会長 それでは、この辺でご意見はないとして、採決をいたします。

特に反対のご意見もございませんでしたので、第5号議案から第13号議案まで一括して採決したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

長塩会長 それでは一括して採決いたします。第5号議案から第13号議案は異議のないものと決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

長塩会長 第5号議案から第13号議案は異議のないものと決定いたします。

続いて、報告に移ります。「川口市の都市計画変更について」、真鍋住宅・都市計画課長からお願いします。

真鍋幹事 それでは簡便にご報告いたします。報告資料でございますが、表紙があさぎ色の資料でございます。

簡単に申し上げますと、川口市と鳩ヶ谷市が平成23年10月11日に合併いたしました。この関係で都市計画上の整合を図る必要がありまして、今回ご報告するものです。

都市計画の内容でございますが、大きな2番のところに変更内容がございます。名称の変更だけでございます。旧鳩ヶ谷市環境センターだったものが鳩ヶ谷衛生センターに変わった、この名称変更だけで

ございます。

恐れ入ります。裏面の資料をごらんいただきたいと思えます。

鳩ヶ谷衛生センターの位置ですが、足立区入谷九丁目の都県境といいますが、市区境のところでございます。

なお、足立区内の土地につきましては、施設等がございます。あくまでも敷地がかかっているということでございます。特段影響がございませんので、今回ご報告申し上げるところでございます。

今後のスケジュールですが、25年の12月下旬に川口市で都市計画決定の告示を予定しております。報告事項は以上でございます。

長塩会長 ただいまご説明いただきました報告について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

長塩会長 ないと認め、これにて本日の議案審議は終了といたします。

それでは司会を事務局にお返しします。

真鍋幹事 長塩会長、議事進行ありがとうございました。

事務局から何点かご説明いたします。

次回の第46回都市計画審議会でございますが、席上配布させていただきましたとおり、12月4日午前10時から開催予定でございます。よろしくお願いいたします。

なお、案件としましては、生産緑地の変更を予定してございます。ほか、報告事項もございますので、ご案内いたします。

もう1点でございます。審議会の情報公開についてでございますが、現在、足立区のホームページにおきまして、審議会の委員の皆様の名簿、あわせて議事録等を公開しております。引き続き都市計画審議会の情報公開に努めてまいりますので、委員の皆様のご協力、またご理解のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

真鍋幹事 ありがとうございます。

それでは、これにて第45回足立区都市計画審議会を閉会させていただきます。本日はご審議を賜り、誠にありがとうございました。